

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業 浜田水再生センター建設工事 質問回答

No.	資料名	頁	章	節	項	質問項目	質問内容	回答
1	実施方針 (案)	2	1	1	(5)	工事対象施設	放流水質の日間平均値の年間を通じての最大値である「計画放流水質」がBOD：2.0mg/Lとありますが、現実的に達成が困難と考えます。本条件で合っているかご確認頂けませんでしょうか。	下記のとおり修正します。 計画流入水質 BOD：220 mg/L、SS：160 mg/L 計画放流水質 BOD：15.0 mg/L
2	〃	2	1	1	(5)	施工範囲	表 1-1 施工対象施設の概要に、監視制御方法が「遠方監視」とありますが、今回の施工対象外と考えてよろしいでしょうか。	今回の施工対象です。
3	〃	3	1	1	(6)	基本協定書、建設工事請負契約書	基本協定書（案）と建設工事請負契約書（案）は令和5年10月25日の募集要項等に合わせて公表される認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	〃	3	1	1	(7)	技術協力の範囲	「ア技術協力」とは、具体的に何を実施すればよろしいのでしょうか。特に、詳細設計業務への技術協力において、容量計算や数量計算書の作成等具体的に記載をお願い致します。	技術協力は、建設企業、設計者及び本市において設計を進めていくものです。建設企業においては、提案内容に基づき、技術協力を携わっていただきます。 具体的な内容については、提案内容により異なりますが、ご質問の各種計算等は、提案に基づくものであれば、建設企業にて行っていただきます。
5	〃	3	1	1	(7)	技術協力時の対応	詳細設計業務時の建設企業（土木・建築）と建設企業（機械・電気）間の調整作業に関しては、詳細設計を受注した業者様が対応するという認識でよろしいでしょうか。	技術協力は、発注者が柱となり行うこととしてしています。企業間の必要な調整については、本市が行います。
6	〃	3	1	1	(7)	建設工事の範囲	「ウ建設工事（機械・電気）」の中の総合試運転に含まれる内容について、具体的にご教示いただけますでしょうか。工期の検討のために詳細を確認させていただきたく存じます。	総合試運転は、相当負荷或いは実負荷条件による「ならし運転と初期故障の発見」、「プラント機能の確認」、「第1期計画水量における自動運転・プラントの調整」、「当初流入予測水量に基づく最適運転条件の設定」、「維持管理職員に対する基礎的指導」、及び「これらを実施するうえで必要な作業等」を想定しています。具体的な内容については、発注者と建設企業との協議により決定します。
7	〃	3	1	1	(7) ア	技術協力	対象となる調査は提案に基づくものだけであり、通常行われるような測量などは別途発注される実施設計において実施するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	〃	4	1	1	(8)	工期延長時のペナルティーの有無	社会情勢による調達部品納期の長期化等に起因して工期延長が必要となる場合、協議を経て工期延長は認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、工期短縮に向けた優れた提案を期待しており、工期延長は想定しておりませんが、社会情勢に起因する工期延長は、協議により延長することはやむを得ないと考えます。
9	〃	10	2	4	(2)	監理技術者の専任について	ア共通の提案資格要件に、「(イ)監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること」とありますが、「機械器具設置工事」及び「電気設備工事」の製作期間の技術者は、非専任でよろしいでしょうか。	ご質問の期間については工事現場への専任は要しないと考えます。ただし、本市との間で打合せ記録等により明確にする必要があります。
10	〃	10	2	4	(2) ア (f)	選定審査会の委員の公表	委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係に該当しないものとありますが、その判断を行うために委員の属する法人等を公表するご予定でしょうか。	募集要項にて公表予定です。
11	〃	10	2	4	(2) ア (イ)	監理技術者又は主任技術者	監理技術者の変更は本市が認めた場合に限りとなりますが、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」より機器製作期間と現場施工期間の途中交代は認められる認識で宜しいでしょうか。	実施方針（案）に記載のとおり、本市が必要と認めた場合に限り、変更できることとしています。また監理技術者制度運用マニュアルにおいては「慎重かつ必要最小限とする必要があります。監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。」とあります。ご質問の内容が上記に該当する場合、途中交代は認められます。
12	〃	10	2	4	(2) ア (イ)	監理技術者又は主任技術者	監理技術者又は主任技術者について、機器製作期間中は工事現場への専任配置は不要で宜しいでしょうか。	No.9 回答のとおりです。
13	〃	10	2	4	(2) ア (イ)	監理技術者又は主任技術者	長期間の工事で配置技術者を特定できないことが考えられるため、資格資料の提出時に複数の候補者を申請することは可能でしょうか。	工事請負契約締結までの間に、応募時に報告した技術者の配置が困難となった場合は、その理由を本市が認めた場合に限り、変更を認めることができます。よって、応募時には事業に適した技術者を選出していただき、複数の候補者を申請することはできません。
14	〃	10	2	4	(2) ア (イ)	監理技術者又は主任技術者	資格資料の提出時に配置技術者が他工事に従事していた場合、他工事の契約上の工期の終期がいつまでであれば、配置技術者として申請可能でしょうか。	P4-1-1-(8) に記載の工事期間を参照いただき、技術者の配置をお願いします。ただし、工事期間は予定であり、提案及び詳細設計により変更することがあります。
15	〃	10	2	4	(2) ア (ウ) (b)	主任技術者	2級施工管理技士の資格を有する者は主任技術者として認められるでしょうか。	配置する主任技術者が、該当する工事の2級施工管理技士（国家資格）を有するものであれば認められます。

16	〃	11	2	4	(2)	代表企業の提案参加資格要件	ウ建設企業(機械・電気)の提案資格要件に、「(ウ)JV の場合は、主たる営業所を中国地方に有する企業とし、」とありますが、有資格者名簿に記載されている営業所が中国地方にあれば良いという理解でよろしいでしょうか。	下記のとおり修正します。 「(ウ) JV の場合は、本社又は営業所を中国地方に有する企業とし、」
17	〃	11	2	4	(2) ウ (ウ)	J V の構成員	J V の構成員とは、「構成員全社が中国地方に主たる営業所を有し、そのうち少なくとも1社は浜田市内に主たる営業所を有する企業」という解釈でよろしいでしょうか。	No.16 回答のとおり修正します。
18		11	2	4	(2) ウ (エ)	工事の実績	工事実績は、「過去15年間に国及び地方公共団体が発注した下水道法上の処理場に係る機械設備(反応タンク設備を含む)の新設または増設工事」という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	〃	13	2	6	(1)	詳細設計の成果に基づく工事金額の交渉	詳細設計の成果に基づき設定される工事金額に対し、応募時に提案する工事見積価格の位置付けについてご教示下さい。契約時の工事金額は、応募時の工事見積価格以上で設定されるとの考えでよろしいでしょうか。	募集要項にて公表予定です。
20	〃	14	2	6	(3)	違約金の支払い	「契約候補者は、本市と基本協定書或いは建設工事請負契約を締結しない場合、違約金として応募時に提案した工事見積価格の100分の10に相当する金額を支払うこととする。」とありますが、どのようなケースを想定されていますでしょうか。	違約金の支払いは、契約候補者が正当な理由なく、基本協定の締結及び工事請負契約の締結に係る契約交渉を行わない場合や契約候補者の責めに帰すべき事由により基本協定及び工事請負契約を締結することができない場合を想定しています。
21	〃	14	2	6	(3)	違約金の支払い	「建設工事請負を締結しない場合」とありますが、技術協力を適正に行い、工事の数量および金額について貴市と誠意をもって交渉したのち合意に至らなかった場合も違約金の支払いの対象になるのでしょうか。	契約候補者が正当な理由なく、基本協定の締結及び工事請負契約の締結に係る契約交渉を行わない場合を想定しており、ご質問の場合は対象外です。
22	〃	14	2	6	(3)	違約金の支払い	国土交通省の定めるECI方式のガイドライン内にある【技術協力・施工タイプ】の「4.5.8交渉不成立時対応」によると工事価格の交渉にて、不成立になった場合、「次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。」とありますが、その場合でも違約金が発生しますでしょうか。	No.20回答の場合に違約金の支払いを想定しており、ご質問の場合は対象外です。

23	〃	15	3	1		物価スライド協議	提案図書提出から建設工事請負契約の締結までの間や工事期間中に、賃金・材料・工事等に物価変動が生じた場合は契約価格の変更協議（物価スライド協議）が行えるとの理解でよろしいでしょうか。	工事請負契約の締結時の物価を反映した工事費を積算し、契約交渉を行います。工事請負契約締結後は、工事請負契約に基づき物価スライド協議を行います。
24	〃	15	3	1		物価スライド協議	物価スライド協議に関して、協議に用いる物価指標をご教示頂きますよう、お願い致します。	協議に用いる物価指標は、双方で合意した場合に用いることができることとしています。例として建設工事費デフレーターなどが考えられます。
25	〃	15	3	1		物価スライド協議	物価スライド協議の基準日は、提案図書の提出期限との理解でよろしいでしょうか。	物価スライド協議の基準日は、工事請負契約の締結日以降となります。
26	〃	15	3	2		貴市と事業者の責任分担について	実施方針（案）に対する質問への回答の際、併せて貴市と受託者との間の「リスク分担表」についても公表いただけないでしょうか。 官と民のリスク分担が曖昧な場合、リスクは全て入札価格に反映されることとなり、官民双方にとって望ましくない結果となるため、官と民のリスク分担を明確にして頂くと共に、リスク分担が片務的とならない様にして頂きたいと考えます。	責任分担等については、募集要項等に合わせ公表する、工事請負契約書により行うため、リスク分担表の公表は予定していません。
27	〃	15	3	2		事由の確認	建設企業（土木・建築）の責めに帰すべき事由により、建設企業（機械・電気）の工事継続が困難となった場合は、浜田市様より是正勧告を行っていただけるとはでしょうか。	本市より是正勧告等を行います。
28	〃	15	3	2		責任分担とリスク分担	責任分担とリスク分担は令和5年10月25日の募集要項等に合わせて公表される認識で宜しいでしょうか。	責任分担等については、募集要項等に合わせ公表する、工事請負契約書により行うため、リスク分担表の公表は予定していません。
29	〃	16	3	5	(3)	モニタリングに係る費用について	「本市が実施するモニタリングに係る費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。」とありますが、その他の費用はどういった項目を想定されておりますでしょうか。	P15-3-5-(1)に記載のとおり、モニタリングに必要な資料作成や関係者の出席を想定しています。

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業 浜田水再生センター建設工事 意見回答

No.	資料名	頁	章	節	項	意見項目	意見内容	回答
1	実施方針 (案)	3	1	1	(7)	技術協力での調査	事業者の提案に基づく調査も含め、詳細設計業務で必要な調査は、市から委託される設計業務での実施をお願いできないでしょうか。	提案に基づく必要な調査であり、建設企業で行っていただきます。
2	〃	6	1	1	(9) イ	要綱・基準等	機械設備及び電気設備について日本下水道事業団の基準・仕様等に準拠されることを求めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備工事一般仕様書 ・機械設備工事標準仕様書 ・機械設備工事特記仕様書 ・機械設備工事必携（各種） ・電気設備工事特記仕様書 ・電気設備工事一般仕様書・同標準時図 ・電気設備工事必携 	要綱・基準等に、記載された基準・仕様書等を追記することは考えていません。 ただし、事業者が自主的にこれら基準・仕様書を準拠するのを妨げるものではありません。
3	〃	9	2	3	(3)	提案書類の受付	提案書類の受付について、「見積書及び提案書類の提出を求める」とありますが、そのうち見積書の提示について、国土交通省の定めるECI方式のガイドライン内にある【技術協力・施工タイプ】では「適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事実績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。」と記載があります。 本工事においては、処理方式が決定しており、技術や工法が大きく変わる事は無いと考えますので、同ガイドラインに記載されている「既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。」の適用を検討して頂きたい。	募集要項にて参考額を明示する予定です。
4	〃	11	2	4	(2) ウ ウ)	建設企業の提案資格要件	「JV の場合は、主たる営業所を中国地方に有する企業とし、構成員に、主たる営業所を浜田市内に有する企業を 1 社以上含むこと。」とありますが、主たる営業所を中国地方に有する企業では、要件が厳しいため参加可能な企業が限定されます。 当社は要件を満たさず参加ができませんので、「主たる」を「従たる」の記載に変更を希望します。	下記のとおり修正します。 「ウ) JV の場合は、本社又は営業所を中国地方に有する企業とし、」

5	〃	12	2	4	(3) ア (7)	著作権	「本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 20 号）に基づき、公開することができる。」とありますが、提出する提案書は、当社がこれまで蓄積してきたノウハウを含む知的財産、技術力等を駆使して作成する部分であり、浜田市情報公開条例第 7 条第 1 項第 3 号（ア）に該当する不開示情報です。提案書に対する条例に基づく開示請求がなされた場合には、条例第 14 条第 1 項所定の意見書提出の機会を付与願います。	ご意見のとおり、浜田市情報公開条例に基づき適切に対応いたします。
6	〃	12	2	4	(3)	応募に関する留意事項	ア(7)著作権 本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例に基づき、公開できるとありますが、各社から提案された提案書は、様々なノウハウを有しておりますので、公開する範囲については事前に協議させて頂けないでしょうか。	No.5 回答のとおり、浜田市情報公開条例に基づき適切に対応いたします。